

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 総務

**第1条** 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円 指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき <u>92,000円</u>	消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円 指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき <u>91,000円</u>

貯蔵所  
特定屋外タンク  
貯蔵所(浮き屋根  
を有する特定屋  
外貯蔵タンクの  
うち総務省令で  
定めるものに係  
る特定屋外タン  
ク貯蔵所、浮き蓋  
付きの特定屋外  
貯蔵タンクのうち  
総務省令で定め  
るものに係る  
特定屋外タンク  
貯蔵所及び岩盤  
タンクに係る屋  
外タンク貯蔵所  
を除く。)  
危険物の貯蔵最  
大数量が1,000  
k<sub>l</sub>以上5,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
830,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5,000  
k<sub>l</sub>以上10,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,010,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が10,000  
k<sub>l</sub>以上50,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,120,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k<sub>l</sub>以上100,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,420,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が100,000  
k<sub>l</sub>以上200,000

貯蔵所  
特定屋外タンク  
貯蔵所(浮き屋根  
を有する特定屋  
外貯蔵タンクの  
うち総務省令で  
定めるものに係  
る特定屋外タン  
ク貯蔵所、浮き蓋  
付きの特定屋外  
貯蔵タンクのうち  
総務省令で定め  
るものに係る  
特定屋外タンク  
貯蔵所及び岩盤  
タンクに係る屋  
外タンク貯蔵所  
を除く。)  
危険物の貯蔵最  
大数量が1,000  
k<sub>l</sub>以上5,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
820,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5,000  
k<sub>l</sub>以上10,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
990,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が10,000  
k<sub>l</sub>以上50,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,100,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k<sub>l</sub>以上100,000  
k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,400,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が100,000  
k<sub>l</sub>以上200,000

k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 660, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が200, 000  
k ℓ 以上300, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
3, 880, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が300, 000  
k ℓ 以上400, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
5, 100, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が400, 000  
k ℓ 以上のもの  
1 件につき  
6, 290, 000円  
浮き屋根を有す  
る特定屋外貯蔵  
タンクのうち総  
務省令で定める  
ものに係る特定  
屋外タンク貯蔵  
所及び浮き蓋付  
きの特定屋外貯  
蔵タンクのうち  
総務省令で定め  
るものに係る特  
定屋外タンク貯  
蔵所  
危険物の貯蔵最  
大数量が1, 000  
k ℓ 以上5, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 130, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5, 000  
k ℓ 以上10, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 340, 000円

k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 640, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が200, 000  
k ℓ 以上300, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
3, 850, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が300, 000  
k ℓ 以上400, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
5, 090, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が400, 000  
k ℓ 以上のもの  
1 件につき  
6, 290, 000円  
浮き屋根を有す  
る特定屋外貯蔵  
タンクのうち総  
務省令で定める  
ものに係る特定  
屋外タンク貯蔵  
所及び浮き蓋付  
きの特定屋外貯  
蔵タンクのうち  
総務省令で定め  
るものに係る特  
定屋外タンク貯  
蔵所  
危険物の貯蔵最  
大数量が1, 000  
k ℓ 以上5, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 120, 000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5, 000  
k ℓ 以上10, 000  
k ℓ 未満のもの  
1 件につき  
1, 330, 000円

危険物の貯蔵最大数量が10,000k<sub>l</sub>以上50,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,500,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000k<sub>l</sub>以上100,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,830,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000k<sub>l</sub>以上200,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
2,140,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000k<sub>l</sub>以上300,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
4,350,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000k<sub>l</sub>以上400,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
5,570,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000k<sub>l</sub>以上のもの  
1件につき  
6,770,000円

取扱所  
一般取扱所  
指定数量の倍数が10以下のもの  
1件につき  
39,000円

指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000

危険物の貯蔵最大数量が10,000k<sub>l</sub>以上50,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,480,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000k<sub>l</sub>以上100,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
1,830,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000k<sub>l</sub>以上200,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
2,120,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000k<sub>l</sub>以上300,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
4,330,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000k<sub>l</sub>以上400,000k<sub>l</sub>未満のもの  
1件につき  
5,570,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000k<sub>l</sub>以上のもの  
1件につき  
6,770,000円

取扱所  
一般取扱所  
指定数量の倍数が10以下のもの  
1件につき  
39,000円

指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000

		円 指定数量の倍数 が50を超え100以 下のもの 1件 につき 66,000 円 指定数量の倍数 が100を超え200 以下のもの 1 件につき 77,000円 指定数量の倍数 が200を超えるも の 1件につき <u>92,000円</u>
(略)	(略)	(略)
消防法第11条 の2第1項の 規定による設 置の許可に係 る完成検査前 検査	完成検査 前検査手 数料	溶接部検査 危険物の貯蔵最 大数量が1,000 k ℓ以上5,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき 490,000円 危険物の貯蔵最 大数量が5,000 k ℓ以上10,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき 630,000円 危険物の貯蔵最 大数量が10,000 k ℓ以上50,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき <u>990,000円</u> 危険物の貯蔵最 大数量が50,000 k ℓ以上100,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき

		円 指定数量の倍数 が50を超え100以 下のもの 1件 につき 66,000 円 指定数量の倍数 が100を超え200 以下のもの 1 件につき 77,000円 指定数量の倍数 が200を超えるも の 1件につき <u>91,000円</u>
(略)	(略)	(略)
消防法第11条 の2第1項の 規定による設 置の許可に係 る完成検査前 検査	完成検査 前検査手 数料	溶接部検査 危険物の貯蔵最 大数量が1,000 k ℓ以上5,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき 490,000円 危険物の貯蔵最 大数量が5,000 k ℓ以上10,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき 630,000円 危険物の貯蔵最 大数量が10,000 k ℓ以上50,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき <u>950,000円</u> 危険物の貯蔵最 大数量が50,000 k ℓ以上100,000 k ℓ未満の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき

		<p>1,310,000円 危険物の貯蔵最大数量が100,000kℓ以上200,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>1,720,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が200,000kℓ以上300,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>3,320,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が300,000kℓ以上400,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>4,060,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>4,650,000円</u></p>			<p>1,310,000円 危険物の貯蔵最大数量が100,000kℓ以上200,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>1,650,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が200,000kℓ以上300,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>3,180,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が300,000kℓ以上400,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>3,890,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき</p> <p><u>4,450,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	保安検査手数料	<p>特定タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に係る検査</p> <p>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵</p>	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	保安検査手数料	<p>特定タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に係る検査</p> <p>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>危険物の貯蔵最大数量が1,000kℓ以上5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵</p>

所 1 件につき  
310,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5,000  
k ℓ以上10,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
430,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が10,000  
k ℓ以上50,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
720,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k ℓ以上100,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
960,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が100,000  
k ℓ以上200,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
1,210,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が200,000  
k ℓ以上300,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
2,950,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が300,000  
k ℓ以上400,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
3,620,000円  
危険物の貯蔵最

所 1 件につき  
310,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が5,000  
k ℓ以上10,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
410,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が10,000  
k ℓ以上50,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
720,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が50,000  
k ℓ以上100,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
920,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が100,000  
k ℓ以上200,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
1,160,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が200,000  
k ℓ以上300,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
2,830,000円  
危険物の貯蔵最  
大数量が300,000  
k ℓ以上400,000  
k ℓ未満の特定  
屋外タンク貯蔵  
所 1 件につき  
3,470,000円  
危険物の貯蔵最

	大数量が400,000 k <sub>l</sub> 以上の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき <u>4,170,000円</u>		大数量が400,000 k <sub>l</sub> 以上の特定 屋外タンク貯蔵 所 1件につき <u>4,000,000円</u>
--	--	--	--

第2章 建設

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	3 (1) ア イ以外のもの <u>171,480円</u> イ 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの <u>118,560円</u>	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	3 (1) ア イ以外のもの <u>166,800円</u> イ 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの <u>115,350円</u>
		(2) ア イ以外			(2) ア イ以外



のもの  
228,720円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
147,720  
円

(3)  
ア イ以外  
のもの  
262,200円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
161,760  
円

(4)  
ア イ以外  
のもの  
346,440円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
204,960  
円

(5)  
ア イ以外  
のもの  
636,960円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
347,520

のもの  
222,450円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
143,700  
円

(3)  
ア イ以外  
のもの  
255,000円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
157,350  
円

(4)  
ア イ以外  
のもの  
336,900円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
199,350  
円

(5)  
ア イ以外  
のもの  
619,350円

イ 構造計  
算が大臣  
認定プロ  
グラムに  
より行わ  
れるもの  
337,950

		円
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の <u>合理化等</u> に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項1において同じ。）が提出された場合

		円
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の <u>合理化</u> に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項1において同じ。）が提出された場合

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	3
		(1)
		ア イ以外 のもの <u>171,480円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>118,560円</u>
		(2)
		ア イ以外 のもの <u>228,720円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>147,720円</u>
		(3)
		ア イ以外 のもの <u>262,200円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>161,760円</u>
		(4)
		ア イ以外 のもの <u>346,440円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムに

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	3
		(1)
		ア イ以外 のもの <u>166,800円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>115,350円</u>
		(2)
		ア イ以外 のもの <u>222,450円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>143,700円</u>
		(3)
		ア イ以外 のもの <u>255,000円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの <u>157,350円</u>
		(4)
		ア イ以外 のもの <u>336,900円</u>
		イ 構造計算が大臣認定プログラムに

		より行わ れるもの <u>204,960</u> 円			より行わ れるもの <u>199,350</u> 円
		(5) ア イ以外 のもの <u>636,960円</u>			(5) ア イ以外 のもの <u>619,350円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>347,520</u> 円			イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>337,950</u> 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の部分による改正後の春日部市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。